障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方へ

サービスを利用する場合、支給決定前に「サービス等利用計画案」を提出していただく必要があります。

◆サービス等利用計画（案）とは？

サービスを利用するご本人やご家族の希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成するもので、どのようにサービスを組み合わせて使うか、どれくらい使うかなどを計画するものです。

◆誰が計画を作るのですか？

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。相談支援専門員は計画を作るほか、様々な相談にも対応します。また、適切なサービス利用となっているかの確認を一定期間ごとに行ない（モニタリングといいます）、計画の見直しが必要かどうか等の検証も行います。

◆計画作成費用はいくらかかりますか？

計画作成・モニタリングともに利用者負担はありません。

◆自分で計画を作りたい時は？

相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）に代えて、「セルフプラン」を作成し提出していただきます。ただしその場合は、モニタリングは行われません。

サービス利用までの流れ

申　　請	市（障がい者支援課または支所福祉・健康保険担当）の窓口で申請します。
⇩	
サービス等利用計画案の作成依頼	申請者が事業所を選びサービス等利用計画案の作成を依頼します。※裏面に事業所一覧あり
⇩	
障害支援区分の認定調査及び区分認定	障害支援区分の認定が必要な場合のみ市が調査等を行い、障害支援区分を認定します。（利用するサービスの種類によっては不要）
⇩	
サービス等利用計画案の提出	事業所に作成してもらった計画案を市に提出します。
⇩	
サービス利用の支給決定	市から受給者証等支給決定の通知を郵送します。 ※申請から支給決定まで約２か月かかります。（障害支援区分が必要な場合を除く。）
⇩	
サービス等利用計画の作成・提出	支給決定内容や本人、家族及び関係者を交えた会議等を踏まえてサービス等利用計画を相談支援専門員が作成し、市に提出します。
⇩	
サービス利用開始	支給決定サービスを提供する事業所と利用契約を結び、サービスを利用します。